



賃貸住宅の退去トラブルに ご注意!!

・賃貸アパートを退去したが、タバコを吸っていたということで、家主から壁や天井などのクロスの張替え費用として10数万円もの高額な費用を請求されている。

(20才代 女性)



不注意で付けた傷や汚れ・破損があれば借主に原状回復義務がありますが、経年変化による自然損耗などは貸主の負担になります。

*負担区分は国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参照。
借主に回復義務がある場合でも、補修費用全額ではなく経過年数が考慮され算定されます。

- 賃貸住宅の退去にあたり、部屋の原状回復（修復）費用の負担をめぐる相談が寄せられています。
- 退去時は貸主等と立会いのもと部屋の状況を確認しておきましょう。
- 敷金の清算等の連絡があれば明細書をもらい、立会い時に確認した内容と合っているか確認しましょう。
- 困ったときは、お住いの消費生活センターに相談してください。

くらしの
安全安心



少しでも、不審に思ったら最寄りの消費生活センターへご連絡を!

あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談センター	0794-63-1000		

消費者ホットライン番号 **188** (188泣き寝入りと覚えてね)

お近くの相談窓口につながります

